

国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項の一部改正について

改正理由：施設使用料の免除割合の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (遵守事項) 第6条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。 (2) 事業終了後は、速やかにその結果について学長に報告書を提出すること。 (3) 共催等の事業を行うに当たって、本学の施設、設備等を利用するときは、施設等の使用料及び光熱水費の実費相当額を指定された期日までに支払わなければならない。ただし、<u>共催の事業については、別に定めるところにより施設等の使用料を減免することができる。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成31年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (遵守事項) 第6条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。 (2) 事業終了後は、速やかにその結果について学長に報告書を提出すること。 (3) 共催等の事業を行うに当たって、本学の施設、設備等を利用するときは、施設等の使用料及び光熱水費の実費相当額を指定された期日までに支払わなければならない。ただし共催の事業については<u>施設等の使用料は免除するものとする。</u> 〔省略〕